

令和7年度 松江市立持田小学校 いじめ防止基本方針

1 はじめに

いじめは、人として決して許されない行為である。

本校の児童の生活態度を見ていると、比較的落ちついている様子の児童もいれば、そうでない児童も散見される。また、学年に関わらず様々な要因で心の不安定さを感じられる児童もいる。表面的には学校生活において問題はないように見える児童の中にも、精神的に満たされないものを抱き続けている児童や、個別支援を要する児童がいる。

いじめはどの学校、どの学級でも起こり得ることから、学校・家庭・教育委員会・地域が協力し合って、継続的にいじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組む必要がある。

松江市いじめ防止基本方針の基に、本校の学校いじめ防止基本方針の見直しを図り、笑顔があふれ、楽しくて幸せを感じられる学校の実現を目指し、充実した学校生活を送ることができるように、いじめをなくす取組を推進していく。

2 いじめの定義といじめに対する基本認識

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（平成25年9月 「いじめ防止対策推進法 第2条」より）

基本認識

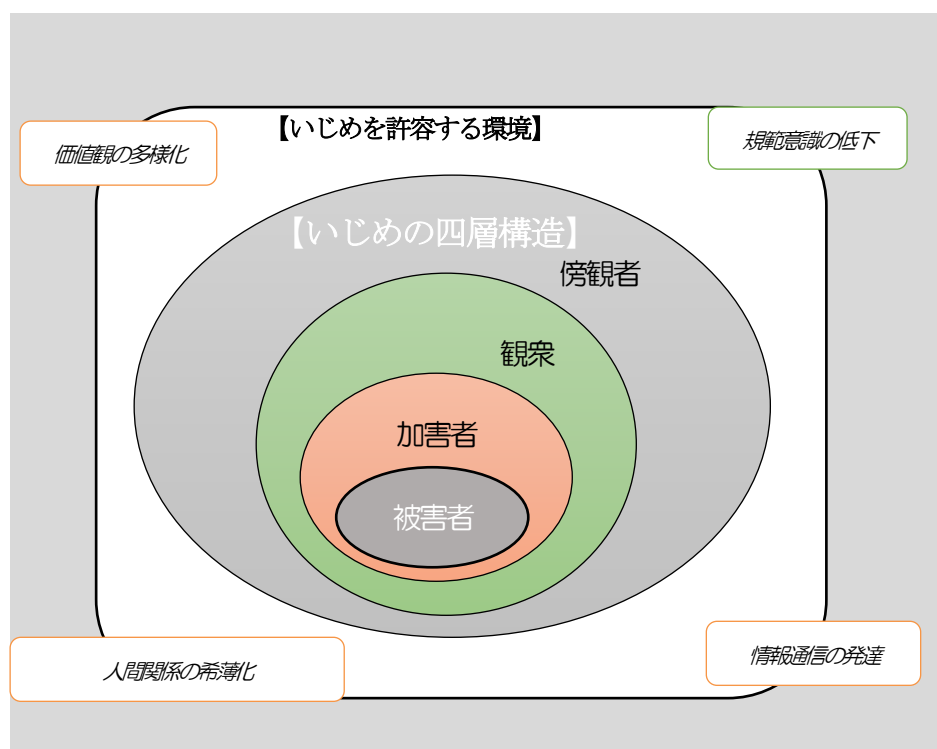
- * いじめとは、どの学年・学級でも起こりうる。
（いじめ問題の本質を知り、思いや考えを共有して事態に当たる）
- * いじめは、重大な人権侵害であり、絶対に許されない行為である。（深刻・重大さの認識）
- * 暴力をふるう、金品を盗む、たかる、誹謗中傷などは犯罪行為である。
- * いじめは発見しにくく、教師の児童観や教育・指導の在り方が問われる問題である。
（危機意識）（教師側の問題）

以上の基本認識に立ち、いじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるようにする。

いじめ防止のための基本姿勢

- ① 教職員自らの人権感覚を磨き、人権侵害を見抜く力を高める。
- ② いじめ未然防止のために積極的な生徒指導、学習指導を充実させる。
- ③ 「いじめは人間として絶対に許されない行為である」という意識を児童に徹底させる。（深刻・重大さの認識）
- ④ いじめの早期発見、早期対応に向け、学校体制の中で計画的に取り組む。
- ⑤ いじめられている児童に非はないという認識に立った親身な対応を行う。

いじめの構造



- * いじめられている児童といじめている児童だけの問題ではない。
- * 観衆や傍観者の立場の児童も結果としていじめを助長している。
- * いじめている児童、観衆の指導と共に、傍観者の指導にも力を入れていく必要がある。
- * 集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されることが重要である。

いじめの様態

- * 冷やかしからかい。悪口や脅し文句。嫌なこと（身体的なこと・・・）を言われる。
- * 仲間外しや集団による無視をされる。
- * 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、けられたりする。
- * 金品をたかられる。
- * 嫌なこと・恥ずかしいこと・危険なことをされたり、させられたりする。
- * 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- * パソコンやスマホ等で、ネット上に誹謗中傷や嫌なことを書き込まれたりする。
- * その他

3 いじめの未然防止のための取組

基本姿勢 ～いじめを許さない児童を育てる～

- ① 教職員の人権意識を高める
 - ・ いじめの構造・特性・心理を熟知し、いじめを見抜く視点を持つ。
 - ・ 「いじめはどのこどもにも、どの学校でも起こりうる」との認識を持ち、継続的な未然防止の取り組みを行う。
- ② いじめを許さない児童を育てる教育活動を充実させる。
- ③ いじめの早期発見、早期対応に向け、組織的・計画的な取組を行う。
- ④ 教育相談の充実を図る。

取組

- ① SWPBS（スクールワイドポジティブ行動支援）を取り入れる
 - ・ 児童の望ましい行動が起きるために、問題行動を注意するのではなく、「こうするといいいよ」という前向きな行動を具体的に示し、できたときに認めることで、子どもが安心して落ち着いて学べるようにする。
- ② 学級経営の充実
 - ・ 児童を受容的、共感的に受けとめ、児童一人一人の良さが発揮され、互いに認め合う学級をつくる。
 - ・ 児童の主体的な活動を保障し、規律と活気ある学級集団作りを進める。
 - ・ 学級のルールや規範が守られるように、ねばり強く継続的に指導する。
 - ・ 相手のことを考えた言葉遣いができる集団を育てる。
 - ・ 児童の実態を出席、遅刻の日数、アンケートＱＵ、教育相談等によつて的確に把握する。
 - ・ 定期的に学級経営を見直し、改善を図る。
- ③ 学級活動の充実
 - ・ 話し合い活動を通して、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
 - ・ いじめを題材として取り上げ、いじめの未然防止や解決の手だてについて話し合わせる。
 - ・ 人間関係のトラブルやいじめに直面したときの対処の仕方を学習させる。
- ④ 道徳教育の充実
 - ・ 道徳の授業と教育活動全般において道徳性を養い、行動力を高める。
 - ・ 特別の教科「道徳」では多様な価値観に触れ、議論するなど指導の工夫を行う。
- ⑤ どの児童にも活躍する場があり、達成感のある授業や行事を工夫する。
 - ・ 「わかった」「できた」と感じられる授業や行事を通して、学校生活への意欲を高める。
 - ・ 言語活動を積極的に取り入れ、コミュニケーション能力を育てる。

（〇〇タイム、ペア学習、グループ学習での話し合い・教え合い 等）
- ⑥ 学習規律の徹底
 - ・ ５分休憩の過ごし方（トイレや次の時間の準備をして過ごす。）
 - ・ チャイムが鳴ったら、席に着いて待つ。
 - ・ 名前を呼ばれたら「はい」と返事をする。
 - ・ 勝手に席を離れない。 等
- ⑦ いじめに向かわない態度や能力の育成
 - ・ いじめを許さない心情を深める道徳の授業を工夫する。
 - ・ 道徳教育や人権教育を通して、思いやり、生命・人権を大切にする心情を育てる。
 - ・ 人権に関する児童集会、学級活動等において、いじめについて深く考える機会を設定する。
 - ・ 児童の達成感や感動、人間関係の深化が得られるような学校行事を実施する。
- ⑧ いじめ防止年間指導計画の作成
 - ・ 「アンケートＱＵ」を実施し、学級経営に活用する。
 - ・ 「心のアンケート」をもとに教育相談を実施する。また、情報や対応について職員間で共有する。
- ⑨ 小中一貫教育の充実
 - ・ 地域・保護者との連携や異学年交流、部活動体験等を年間計画に位置付ける。

- ⑩ インターネット等を介したいじめの未然防止
- ・ メディアツールを与える側の保護者に対しての啓発活動を行う（研修会、講演会など）。
 - ・ 日頃から児童と教職員の間で相談しやすい人間関係づくりを進める。
 - ・ 教育相談前に行う「学校生活アンケート」に、ネットいじめに関する質問項目を設ける。
 - ・ 学年や実態に応じて、情報モラルや情報活用能力に関した指導の充実を図る。
- ⑪ 特別な支援や配慮が必要な児童生徒への対応
- ・ 発達障がいを含む障がいのある児童生徒が、いじめの対象となったり、集団への不適応を起こしたりする場合があることを踏まえ、学校全体で特別支援教育を推進し、理解・啓発を図る。
 - ・ 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒、東日本大震災により被災した児童生徒、原子力発電所事故により避難している児童生徒等、配慮が必要な児童生徒については、日常的に適切な支援と周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

4 いじめの早期発見のための取組

いじめは見えにくいところで行われる（無視・PC・スマホ等）。また、遊び、仲良し、スポーツ少年団の練習などの「ふり」の中で行われる。さらに、いじめられている本人からの訴えは少なく、顕在化した時には、深刻な問題や触法行為に陥っている場合が多い。そこで、いち早くいじめの兆候を察知する必要がある。

取組

- ① 児童観察の強化
- ・ 朝の健康観察、学習中の表情、言葉づかい等の丁寧な観察で、小さな変化を見逃さない。
 - ・ 日記、休憩時間、放課後の雑談など日常のかかわりで気になる様子に目を配る。
- ② 複数の教職員の子で見守る
- ・ 休憩時間、放課後等に校庭、体育館、特別教室などの校内巡回を行う。
 - ・ 「子どもを語る会」の定期的な開催や適宜開催を設け、こまめな情報交換を図る。
- ③ 定期的な調査の実施
- ・ 「アンケートQU」の実施で客観的な発見に努める。
 - ・ 児童との教育相談、保護者との個人面談で、一人一人の心情を把握する。
 - ・ 「いじめ問題への学校の取組振り返りシート」を活用し、学期ごとの取組の点検と改善策の検討をする。
- ④ 相談体制の周知と充実
- ・ 人権関係の相談窓口（担任・人権相談窓口・スクールカウンセラー担当等）の周知と活用を図る。
 - ・ 定期的な、SCへの相談等の場を設け、児童等の悩みを把握する。
 - ・ 外部の相談機関（「いじめ110番」「いのちの電話」「いじめ相談電話ホットライン」等）を児童に周知する。

5 いじめへの対応

発見・相談を受けたら、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的な対応をとり、全教職員が一致団結して問題の解決に当たる。

1 情報のキャッチ

- ・真摯に受け止める
- ・必ず相談・報告

担任 — 最初に認知した教職員

いじめ問題対策チーム — 校長・教頭

いじめの認知

教育委員会

2 対応方針の決定・役割分担・組織対応

- 情報の整理
 - ・ 情報と事実の関係
 - ・ いじめの様態、被害者、加害者、周囲の子どもの特徴
- 対応方針の決定と共通理解
(調査・指導・支援について、いつ、だれが、どのように行うか、適切に。迅速に。計画的に。)
 - ・ 被害者（保護者）からの事実確認と支援
 - ・ 周囲の児童からの事実確認と指導
 - ・ 加害者（保護者）からの事実確認と支援
 - ・ PTA役員との連携
 - ・ 関係機関との連携

学校いじめ問題対策組織・職員会議

3 事実の究明

- 事実究明にあたっての留意事項
 - ・ いじめの状況、背景、きっかけ等を十分に調査する。
 - ・ 事実確認は、人目につかない場所や時間帯に配慮し、安心して話せるようにする。
 - ・ 情報に食い違いがないか、確認しながら聴取する。
 - ・ 情報の提供者については、秘密を厳守し、報復が起こらないように注意を払う。
 - ・ 聴取を終えた後は、当該児童を自宅まで送るか、迎えを頼み保護者に直接説明する。

事実の究明

4 被害者、加害者、周囲の児童への指導・支援

- 被害者（いじめられた児童）への対応
 - ・ 担任に限らず被害者が話しやすい教師が対応する。
 - ・ いじめについては毅然とした対応をしていくことや、徹底して被害者の立場や思いにたった支援に責任を持つことを伝える。
 - ・ 学校の今後の指導の仕方について伝える。
 - ・ 危機的な状況については、回避できる場所、時間、方法を提示する。
 - ・ いじめている児童との接し方について具体的支援内容を示す。
 - ・ 学校は、安易に解決したと判断せず、経過を見守りいつでも相談できるようにする。

指導・支援

- ・ 自己肯定感が回復できるように、授業・学級活動等で活躍の場や友人関係作りを支援する。

○ 加害者（いじめた児童）への対応

- ・ いじめに至った背景を把握し、行ったいじめ行為についてはどんな些細なことについても毅然と指導する。
- ・ 被害者のつらさに気づかせ、行った行為の加害性について自覚を持たせる。
- ・ 責任転嫁、正当化、嘘やごまかし等についてはその不当性を根気よく指導する。
- ・ いじめ行為やそれに至った心情を振り返らせることで、今後の行動の仕方について考えさせる。
- ・ 担任等は、児童が自らの行為を認識して、いじめ行為を止め、いじめの解消に向けて行動するよう継続して指導する。

○ 観衆、傍観者への対応

- ・ 学級・学年等集団全体の問題として対応する。
- ・ いじめの問題には、学校が本気で取り組んでいる姿勢を示す。
- ・ いじめを訴えることは、告げ口等という悪いイメージのものではなく、つらい立場にいる友達の人権と命を守る正義の行いであることを伝え、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・ はやし立てる等同調した行為も、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・ 被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを、自分の身に置き換えて考えさせる。
- ・ 今後どのように行動したらよいかを考えさせる。
- ・ いじめを誘発したり助長させたりした集団の行動や言葉遣いについて深く振り返らせる。
- ・ いじめが解決されたと思われる場合でも、継続して指導を行う。
- ・ 学級会、学年集会、全校児童集会で話し合い、いじめは絶対に許されない行為であり、なくそうとする態度を育てる。

5 保護者との連携

○ いじめられた児童の保護者との連携

- ・ 速やかに家庭訪問し、把握している事実を正確に伝える。
- ・ 徹底して被害児童を守る意向を伝え、具体的な支援内容や指導方針を示す。
- ・ 対応経過をこまめに伝え、被害児童の様子等について情報を得る。
- ・ 対応を安易に終結せず、経過観察する方針を伝え連絡を取り合う。

○ いじめていた児童の保護者との連携

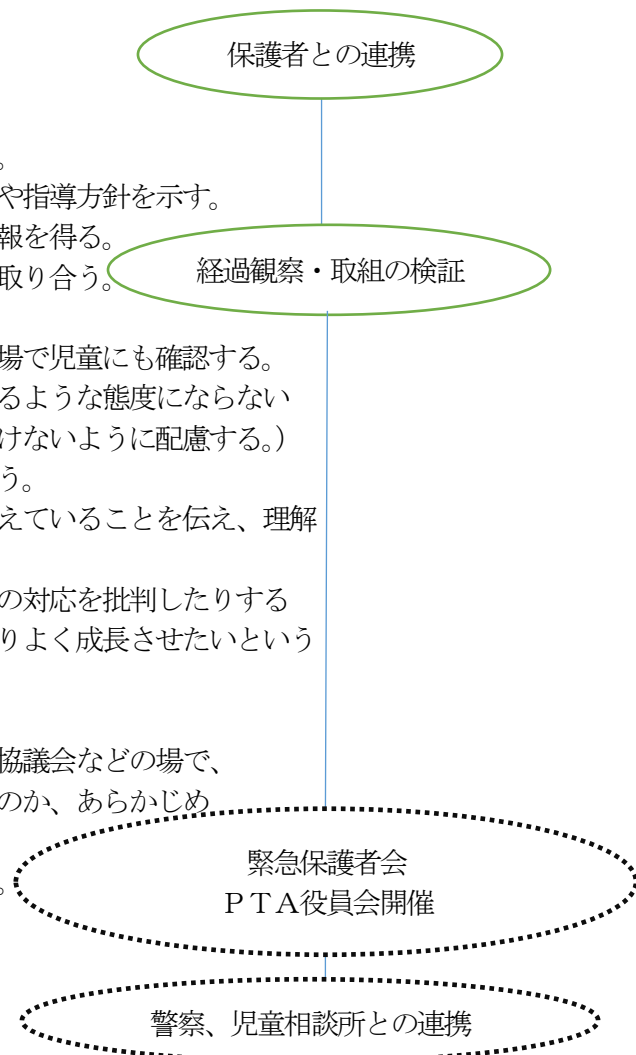
- ・ 家庭訪問を行い、判明している事実を正確に伝え、その場で児童にも確認する。
(事態を未然に防げなかったことに鑑み、一方的に罪を着せるような態度にならないように注意し、いじめていた児童が家庭で虐待や体罰を受けないように配慮する。)
- ・ 相手の児童の状況を伝え、問題の深刻さを認識してもらう。
- ・ よりよく成長させたいという強い願いで指導したいと考えていることを伝え、理解と協力を求める。
- ・ 事実を認めなかったり、首謀者ではないなどとして学校の対応を批判したりする保護者には、改めて事実確認と学校の指導方針、児童をよりよく成長させたいという信念を説き、理解を求める。

○ 他の保護者との連携

- ・ 年度当初のPTA総会、学校便り、保護者会、学校運営協議会などの場で、いじめや暴力の問題発生にはどのような支援や指導を行うのか、あらかじめ対応の方針を明らかにしていく。
- ・ 必要があれば、緊急保護者会を開き、対応策を話し合う。
- ・ PTA役員とは連携を密にしておく。

6 関係機関との連携

- ・ 深刻ないじめの解決、被害児童の保護のためには、警察、児童相談所などとの連携も躊躇せずに行う。

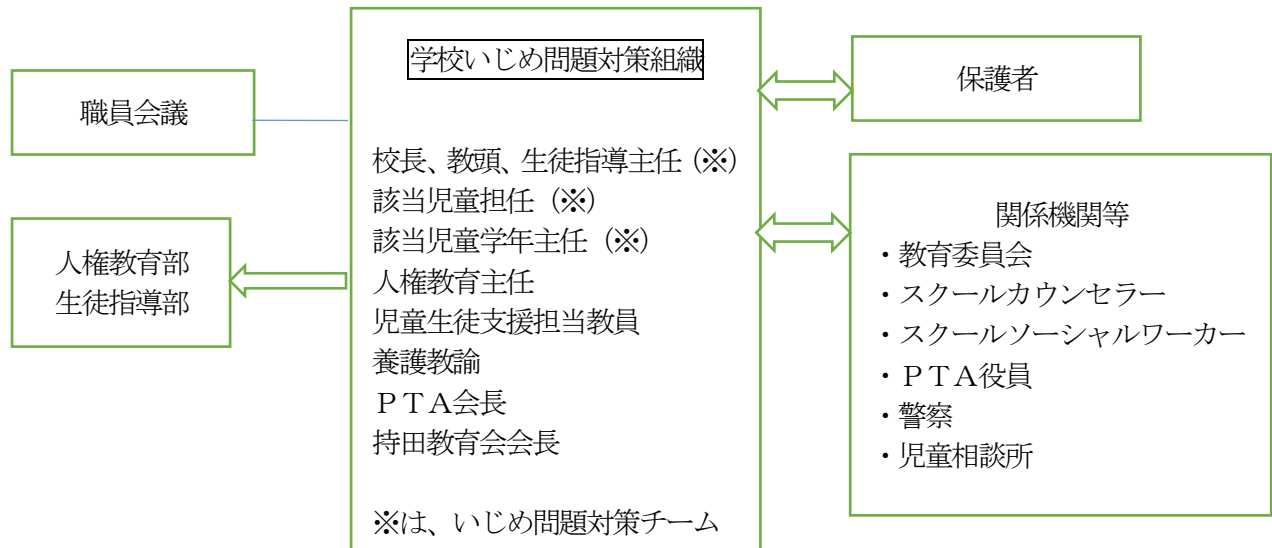


6 いじめへの組織的対応

組織対応の基本的考え方

- 1 いじめ問題の指導、解決は組織での対応が不可欠である。
- 2 各学級での問題に全校体制で取り組む。担任は問題を抱え込まず、相談報告する。
- 3 問題解決までの過程を明確にして、安易に解決したと判断しないようにする。
(問題解決の過程：実態把握・事実の究明、解決に向けた役割分担と対応、経過観察、検証)
- 4 時系列に沿って、記録を残し、組織として引き継ぎできるようにする。

学校いじめ問題対策組織の設置



学校いじめ問題対策組織の役割

- ・ 未然防止、早期発見、早期対応、重大な事案の対応に関する指導方針、対応方針の決定と検証
- ・ 保護者、関係機関との連携
- ・ 指導方針、対応方針の全職員への周知と実践への推進
- ・ 事案の記録と引き継ぎ

重大事態への対応 ※「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン（R6 8月）」にそって対応する。

重大事態の意味

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

〈具体的な例〉

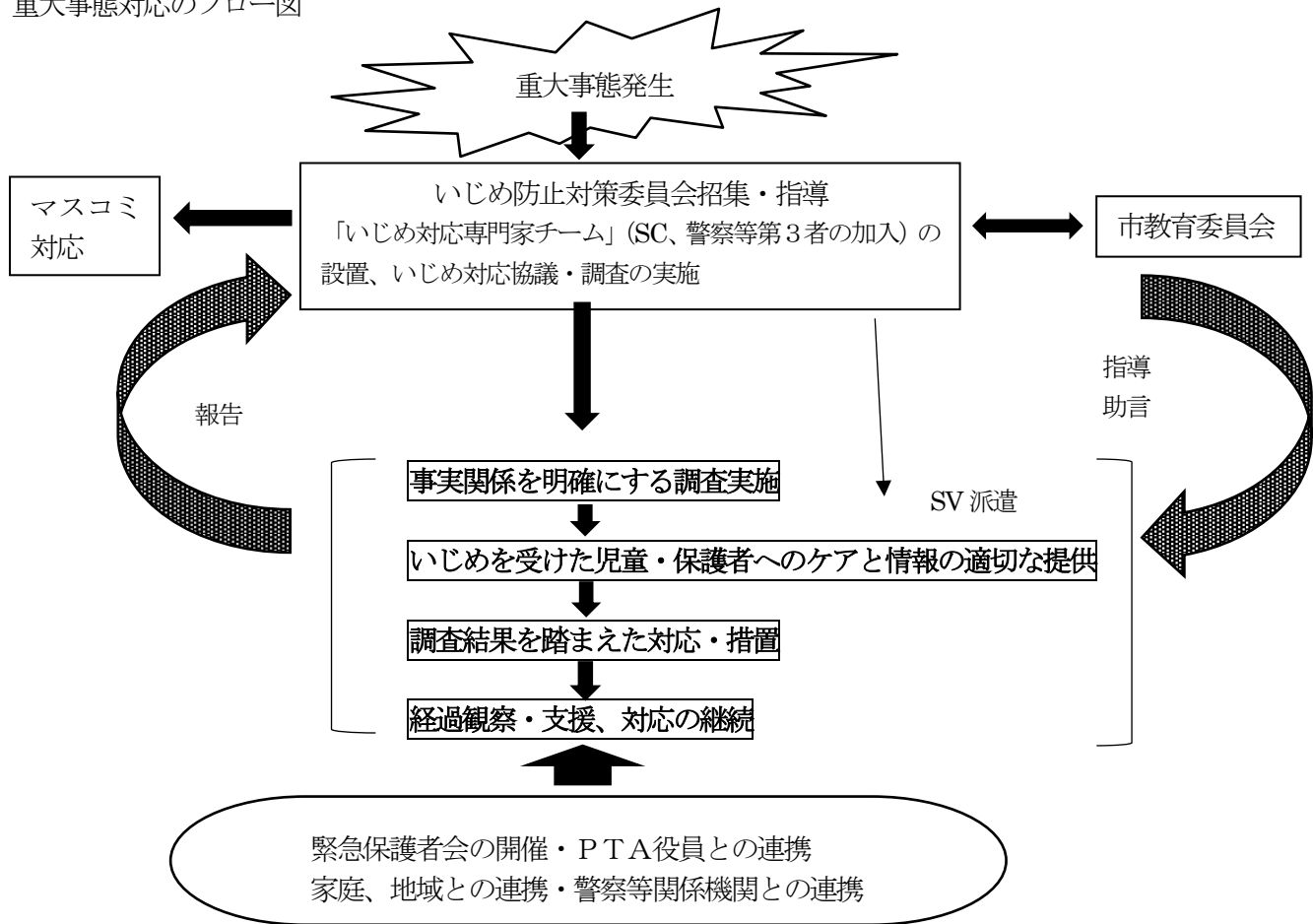
- ・ 児童が自死を企図した場合 ・ 身体に重大な障害を負った場合 ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

- ② いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

〈相当の期間とは〉…不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。ただし児童が一定期間連続して欠席している場合は、上記の目安にかかわらず、教育委員会または学校の判断により迅速に調査に着手することが必要である。

- ※ なお、児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

重大事態対応のフロー図



ネットいじめ・トラブルへの対応

～いじめ防止対策委員会開催～

- 書き込み等の確認
- 書き込み等の削除→削除確認
 - ・管理人への依頼
 - ・警察への相談
 - ・法務局への相談
- 市教育委員会への早めの相談・報告

7 いじめ対策年間計画

月	取 組
4 月	・ 学校間、学年間の情報交換、指導記録の引き継ぎ ・ いじめ防止（問題）対策委員会編成、職員会議（いじめ対策にかかる共通理解） ・ SWPBS 職員研修① ・ 学級開き、人間関係づくり、学級のルールづくり（学級活動） ・ 個人懇談
5 月	・ 学級懇談 ・ 小中連絡会、保幼小連絡会 ・ 児童を語る会（職員会議） ・ 保護者へのいじめ対策についての説明と啓発（PTA総会） ・ 学校運営協議会①
6 月	・ アンケート QU の実施 ・ 教育相談の実施 ・ 人権教育研修（職員研修） ・ 学級懇談
7 月	・ 個人懇談 ・ 持田小学校いじめ基本方針の見直しと検討・確認 ・ SWPBS 職員研修②
8 月	・ 人権教育研修、生徒指導研修（夏季研修会への参加） ・ アンケート QU を基にした学級経営等の見直しと対策・検討・研修
9 月	・ 「いじめ問題への学校の取組振り返りシート」（個人） ・ 学校評価の検討
10 月	・ アンケート QU（2回目）の実施 ・ 中学校授業体験活動 ・ 学校運営協議会②
11 月	・ 人権教育授業公開日 ・ 人権研修会（PTA研修） ・ 人権集会 ・ 教育相談の実施
12 月	・ 学校評価の実施 ・ 個人懇談の実施 ・ 地域推進協議会 ・ 「いじめ問題への学校の取組振り返りシート」（校内集計・報告） ・ アンケート Q-U をもとにした学級経営の見直しと対策検討
1 月	・ 学校評価検討
2 月	・ 保幼小連絡会 ・ 学校運営協議会③
3 月	・ 「いじめ問題への学校の取組振り返りシート」（学校集計） ・ 小中連絡会 ・ 中学校生徒会小学校訪問 ・ 児童記録の整理、次年度へ向けた資料の作成と引き継ぎ